

委員会規程

- 1 本会会則第17条にもとづく委員会の設置は、本規程の定めるところによる。

(常置委員会)

編集委員会

独創賞選考委員会

制度委員会

将来計画委員会

優秀発表賞選考委員会

国際交流委員会

倫理委員会

広報委員会

社会連携委員会

事業委員会

男女共同参画推進検討委員会

優秀論文賞選考委員会

選挙管理委員会

(特別委員会)

必要に応じて常務理事会が提案し、理事会が承認する。

- 2 委員会委員長および委員の任期は原則理事の任期と同様とする。ただし再任を妨げない。また、独自の内規等を持つ委員会についてはそれに従う。
- 3 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2019年5月26日より施行する。
- 2 本規程改定案は、2021年6月12日より施行する。
- 3 本規定改定案は、2024年6月1日より施行する。